

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>基本施策16 住環境の確保</b>						
<b>(1)住宅整備の支援</b>						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R5以前 ～R13以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R5以前 ～R13以降	649	建築住宅課
建築士技術者技能取得事業			建築技術者が業務に必須となる技能を取得する。建築物の解体・改修等の工事を行う時は、事前に石綿含有の有無等について、石綿含有建材調査講習を修了した者により行わなければならない。専門資格を取得し、法的適合性と安全管理の強化を行い、石綿による健康被害から、作業員や市民の安全確保のため、専門知識を持つ調査者の養成が必要である。	R5以前 ～R9	50	建築住宅課
マンション管理適正化推進事業			滋賀県野洲市で、築49年の管理不全の老朽マンションの外壁や手すりが崩落する危険な状態になった。市は建築基準法に基づく勧告や所有者に改善指導書の送付、空家対策特別措置法の特定空き家に指定し、所有者に対して解体命令を出すなどしたが、実行されないため、約1億2千万円をかけて、行政代執行で解体工事を行った。全国的に今後、築40年を超えるマンションの急増が見込まれ、管理不全のマンションの対応には、多大な時間的・金銭的コストを要することになる。そのため、国ではマンションの管理の適正化の推進に関する法律(マンション管理適正化法)を改正し、地方公共団体の権限を強化し、マンション管理の適正化を図ることとした。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R5以前 ～R13以降	12,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R5以前 ～R13以降	4,370	建築住宅課
居住安定援助賃貸住宅事業			住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の改正法(令和6年法律第43号)により、居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)事業が創設された。これは、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯)に対し、居住支援法人等が安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎの実施を提供する住宅の供給を促進し、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できる環境整備を図るというものである。市では、居住サポート住宅の認定審査及び指導監督等の事務を行う。	R7 ～R13以降	ゼロ予算	建築住宅課
<b>(2)市営住宅の適正管理</b>						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R5以前 ～R13以降	21,493	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及び維持管理事業(経常)			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R5以前 ～R13以降	3,517	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R5以前 ～R13以降	10,566	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅エレベーター保守 管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R5以前 ~R13以降	4,343	建築住宅課
市営住宅空き家家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R5以前 ~R13以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R5以前 ~R13以降	346	建築住宅課
市営住宅浄化槽の空き家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している6団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始、令和6年度から有帆に補償開始)	R5以前 ~R13以降	4,921	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理 事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R5以前 ~R13以降	5,695	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空き家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R5以前 ~R13以降	400	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R5以前 ~R13以降	426	建築住宅課
市営住宅消防設備点検及 び維持管理事業(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R5以前 ~R13以降	8,252	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R5以前 ~R13以降	395	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点 検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R5以前 ~R13以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R5以前 ~R13以降	9,573	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	132	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅の昇降機4基(古開作第二団地H-1棟とH-2棟、神帆団地D棟、萩原団地1棟)の経年劣化により、修繕が必要である。取替時期を迎えた部品の取替えや修繕を行い、昇降機の安全性を確保し適正な維持管理を図る。	R5以前 ～R8	5,812	建築住宅課
市営住宅下水道切替事業			本山団地の汚水処理設備である合併処理浄化槽を公共下水道に切り替え、浄化槽を撤去する工事を行う。この浄化槽は、昭和52年に設置され一般的な寿命とされる30年を経過している。公共下水道に接続することにより、維持管理のコストを削減し、入居者の居住環境の安定を図る。	R8 ～R10	11,140	建築住宅課
市営住宅管理事業(経常)			市営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に良好な住環境を提供することを目的に建設された賃貸住宅であり、公営住宅法及び条例に基づき、その管理を行っている。また、入居者の募集や選考を行うほか、家賃の収納管理や設備の保守管理等を実施する。	R5以前 ～R13以降	5,576	建築住宅課
市営住宅管理事業(臨時)			市営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に良好な住環境を提供することを目的に建設された賃貸住宅であり、公営住宅法及び条例に基づき、その管理を行っている。また、入居者の募集や選考を行うほか、家賃の収納管理や設備の保守管理等を行う。 なお、現在、賃借中の公用車のうち修繕業務用の車両(1台)が令和8年5月末日に賃貸借契約が終了するため、更新するものである。	R8 ～R13以降	198	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R5以前 ～R13以降	11,911	建築住宅課
市営住宅改修事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R5以前 ～R13以降	111,200	建築住宅課
市営住宅建替整備事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5以前 ～R13以降	358,200	建築住宅課
漁民アパート入居者移転 促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R5以前 ～R13以降	631	建築住宅課
<b>基本施策17 公園・緑地の整備・保全</b>						
<b>(1)都市公園の整備と管理</b>						
公園管理運営事業(経常)			江汐公園をはじめとした65箇所の都市公園等について、管理委託契約の締結や指定管理者制度の導入により、草刈や清掃、施設の点検・補修等の維持管理及び有料公園施設に係る管理運営業務を行う。	R5以前 ～R13以降	154,982	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした65箇所の都市公園等を対象に、老朽化した施設について、利用者の安全確保のため適宜修繕等を行う。	R5以前 ～R13以降	7,450	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
遊具定期点検事業			都市公園内遊具を安心して使用できる環境を維持するため、腐食や損傷、緩み等遊具の設置状況について専門技術者による詳細点検を行う。当該結果に基づき、早急な修繕による安全の確保及び適切な維持管理に努める。	R5以前 ～R13以降	2,364	都市計画課
公園管理運営事業(臨時)			環境調査センターの廃止に伴い、有帆緑地における浸透水及び地下水の水質分析を外部委託する。	R7 ～R13以降	1,168	都市計画課
<b>(2)緑化の推進と保全</b>						
支障樹木剪定伐採事業			都市公園他市有地内にある樹木が成長し、迫り出しや落葉等、隣接地(民家)にとって支障となっている高木について、適宜剪定、伐採を行う。	R5以前 ～R13以降	1,430	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜伐採を行う。	R5以前 ～R13以降	330	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定の文化財である糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。	R5以前 ～R13以降	402	都市計画課
街路樹剪定事業(経常)			街路樹管理計画に基づき、道路の通行および沿線住民の生活に支障が生じないよう、街路樹(高木・低木・交通障害となる樹木等)の剪定を行い、適切な維持管理を実施する。高木の剪定は、毎年実施する路線と概ね3年に1回程度実施する路線を設定し、計画的に行う。低木の剪定は、街路樹のうち低木、または交通障害となっているものを対象に実施する。	R5以前 ～R13以降	13,984	都市計画課
街路樹剪定事業(臨時)			街路樹管理計画に基づき、道路の通行や沿線住民の生活に支障をきたさないよう、街路樹(高木、低木、交通障害物)の剪定を実施し、適切な維持管理を行う。毎年の実施路線における予算不足分や、巨大化など通常の剪定業務では対応できない特異な事例について行う。	R5以前 ～R13以降	12,000	都市計画課
緑地帯維持事業			厚狭駅南5号線(桜川通線)の緑地帯について、環境整備を委託する。	R5以前 ～R13以降	335	都市計画課
街路樹管理事業			成長が著しい樹木は、根などが大きくなることで街路樹帯を隆起させて、交通障害となる場合がある。剪定の時期に合わせて、樹木の成長を抑制する薬剤の注入を行うと同時に、破損した街路樹帯(年間約10箇所)の補修も行う。	R5以前 ～R13以降	941	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R5以前 ～R13以降	358	都市計画課
<b>基本施策18 水道の安定供給と汚水処理の充実</b>						
<b>(1)安全で安心な水の供給</b>						
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R5以前 ～R13以降	400	環境課
浄水処理施設維持管理事業			コンクリート構造物の亀裂、鋼構造物の腐食等、経年により劣化したものについては「安全・安心な水」の供給に支障が出ないように補修または更新を行います	R5以前 ～R13以降	19,080	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
送水・配水設備維持管理 事業			送水設備、配水設備(高天原・鴨庄浄水場、各配水池、各ポンプ場)の維持管理	R5以前 ～R13以降	85,916	水道局
計装設備整備事業			本市の水道施設は、市内各所に分散しており、各施設の状況は通信網により高天原浄水場の計装設備で24時間、集中監視しています。 通信及び計装設備では、各施設の運用状況の監視、また、ポンプ等の遠隔操作等による運転管理を行っており、「安全・安心な水」を供給するためには、定期的な施設更新が必要となります。	R5以前 ～R13以降	7,290	水道局
旧簡易水道施設整備事業			旧簡易水道施設の整備	R5以前 ～R13以降	14,293	水道局
水質検査共同事業			宇部市と共同で水質検査をすることで効率的に業務を行い、安全で良質な水道水を供給する体制を構築するとともに、新たな水質リスクである有機フッ素化合物(PFAS)についても定期的に行う。	R5以前 ～R13以降	517,778	水道局
水道管末水質維持管理事業			浄水場からお客さまの蛇口までの品質を確認し管理するため、検査機器による手分析や水質自動監視設備及び住民による委託検査により水道水の色及び濁り並びに消毒の残留効果等について常時監視を行う。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	水道局
水源涵養保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の維持・活用を図る。	R5以前 ～R13以降	218	水道局

## (2)災害に強い強靱な水道の構築

管路耐震化事業			市内には水道管が約432km(導水管約12km、送水管約20km、配水本管約9km、配水支管約391km)布設されているが、老朽化が進行し令和6年度末で耐用年数(40年)経過している管路が約48%を超えている。また、水道の基幹管路である導水、送水、配水本管の耐震適合率は約48%でしかなく、東日本大震災や能登半島地震を受け早急な耐震化が求められている。 ○布設年度や埋設状況、漏水履歴などを総合的に勘案し、基幹管路を中心に、計画的に更新する ○更新する際には、大規模地震等の災害時においても市民給水が確保されるように、耐震管で更新する ○水需要に見合った施設規模となるようにダウンサイジングに取り組み、コスト縮減を図る	R5以前 ～R13以降	655,243	水道局
---------	--	--	--	----------------	---------	-----

## (3)水道事業運営の持続

上下水道料金徴収事務事業			水道料金収納業務の事業計画は、安定的な事業運営を維持するための重要な計画であり、人口減少等による給水収益の減少が予想される中、利用者への利便性の向上、業務の効率化を図るとともに、新上下水道料金システム導入に基づく経費削減に努め、未収対策としては、滞納者には粘り強く納付を促し、計画的かつ継続的な料金納付意識の定着を図ることで、適正な水道料金の賦課・徴収を行うものです。 また、下水道使用料等の徴収業務を受託することに関しては、下水道事業の経済性発揮に資するものですが、両事業が経費削減、効率的な事業執行を図ることができるため、受益者負担の原則に則り等分に経費を負担し合うものです。	R5以前 ～R13以降	77,127	水道局
水道事業広報推進事業			水道事業を広報するための各種イベントを実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	水道局
局内ネットワーク構築事業			情報の共有、時間の効率化を図るための局内ネットワークの構築する。	R5以前 ～R13以降	1,060	水道局
水道情報活用システム導入事業			水道情報活用システムの導入及び運用を行う。	R5以前 ～R13以降	5,392	水道局
電子入札システム運用事業			電子入札システムの導入及び運用を行う。	R5以前 ～R13以降	1,084	水道局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>(4) 下水道の整備と管理</b>						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R5以前 ～R13以降	380,068	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R5以前 ～R13以降	295,100	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狹処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R5以前 ～R13以降	766,100	下水道課
し尿受入施設整備事業			小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設の整備を進めるが、小野田水処理センターの施設整備の方向性(再構築または耐震)によって経済的な整備方針を検討するものとし、その間、仮設管による下水投入を進める。 【令和8年度】投入後の処理の安定性を確保するため、し尿及び浄化槽汚泥を小野田水処理センターに試験投入を行うとともに、投入を開始するための仮設管敷設工事を実施する。(環境課予算)また、し尿受入に伴い汚泥処理量が増加するため、小野田水処理センターに脱水機を増設する。(下水道事業会計予算)	R5以前 ～R13以降	150,000	下水道課
竜王中学校区デザインマンホール蓋作成事業			竜王中学校3年生が総合学習で、地域活性化やPRを目的とし、校区内にデザインマンホールを設置したいとの提案があった。下水道への理解促進及び普及啓発を図るだけでなく、地域活性化の一翼を担うため、新規に校区内(山口東京理科大学そばの市道の歩道)にデザインマンホールを設置する。デザインについては竜王中学校の生徒で考えたものを使用し、デザインプレートに印刷し、専用鉄蓋に取り付ける仕様とする。	R8 ～R8	191	下水道課
汚水処理施設整備構想及び全体計画変更事業			本市の汚水処理施設整備構想及び全体計画については、概ね5年ごとの見直しを実施している。見直しにあたっては、国の指導により令和8年度末までに下水道整備進捗率95%を目指す必要がある。整備も終盤に差し掛かっており、今後の汚水処理施設整備構想及び下水道整備区域について検討、精査を行う。	R8 ～R9	8,696	下水道課
下水道管渠維持管理事業			公共下水道管渠施設の維持管理に関し、管渠の破損や施設付近の路面陥没などの復旧や緊急対応が必要とする管渠の詰まりを解消するための汚泥引き抜きを実施する。	R5以前 ～R13以降	41,774	下水道課
不明水対策事業			耐用年数の過ぎた管渠施設が多く、近年の異常気象による降雨は、分流式の施設であっても雨水や地下水の流入がある。このため、管渠施設等が健全であるか判断するには、調査を実施しその結果により不明水の原因となる場所については対策の検討、工事を実施する。これにより、公共下水道施設の安定した運営を通じて、市民生活の環境を維持していく。	R5以前 ～R13以降	22,000	下水道課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R5以前 ～R13以降	42,809	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収については、徴収事務の委任に関する規則及び協定書に基づき水道局に委任しているため、使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムを水道局と共同して使用している。そして、システムの機器更新等の経費については、協定書に基づき、負担割合に基づいた負担金を支出する。令和7年度に水道局が新料金システムを導入し、令和8年度以降はそのイニシャルコストを5年分割で支払うもの。	R5以前 ～R13以降	1,191	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R5以前 ～R13以降	36	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R5以前 ～R13以降	352,593	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R5以前 ～R13以降	24,468	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		DX・GX	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5以前 ～R13以降	516	下水道課
下水道使用料改定事業			平成26年10月に使用料改定を行って以来、10年以上にわたって使用料改定を行っていない。昨今の急激な物価や人件費の高騰及び維持管理費の増加に伴い、使用料改定を行わなければ事業を維持できなくなる。平成31年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に意向したが、法的化をし初めての料金改定となり、また料金体系の見直しも必要となるため、使用料改定の委託を行う。	R8 ～R10	2,860	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	8,409	下水道課

## (5)合併浄化槽の整備

浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、令和4年度末に公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乗せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	50,915	下水道課
-----------	--	--	--	----------------	--------	------

## 基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実

## (1)道路網の整備

市道浜崎1号線他道路改良事業			当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線：市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線	R5以前 ～R8	10,000	土木課
----------------	--	--	---	-------------	--------	-----

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側を東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。平成25年時点では、県道小野田山陽線の4車線化計画があったため、交差点改良に影響がない区間の整備は完了している。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および、歩道の設置を行うことで利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5以前 ～R11	30,000	土木課
市道舗装リフレッシュ事業			大型車の交通量が多い幹線市道は、舗装の傷みが激しく、轍やクラックが発生している。 劣化した舗装が起因となって発生する事故は、一般通行に支障を来し、人命に関わる重大事故に繋がる危険性があるため市道舗装に係る老朽化対策として切削オーバーレイ等による舗装のリフレッシュを石油貯蔵施設立地対策交付金及び、公共施設等適正管理推進事業債を活用して行う。	R5以前 ～R13以降	15,000	土木課
橋梁長寿命化点検事業			橋梁の点検は、道路法施行規則に基づき実施し、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の定期点検を完了している。また、令和3年度に道路メンテナンス補助制度要綱が改正されたため、令和4年度に補助要件を満たした長寿命化修繕計画を策定し、令和5年度に2巡目の点検を完了している。令和6年度から3巡目の定期点検を実施している。	R5以前 ～R13以降	14,000	土木課
橋梁補修事業			山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画により、重要インフラである市道橋を適切に補修することで、それらの延命を実施する。このことにより、橋梁のイニシャルコストやランニングコストの軽減を図る。	R5以前 ～R13以降	36,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。	R5以前 ～R13以降	13,243	土木課
道路台帳整備事業(臨時)			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。	R5以前 ～R13以降	9,900	土木課
道路環境整備事業			市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。	R5以前 ～R13以降	16,992	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R5以前 ～R13以降	6,767	土木課
道路橋りょう維持補修事業(工事費・臨時)			道路の維持管理で必要な側溝等の道路構造物の新設や改良を行う。 経常的経費だけでは山積する住民の要望に応えられないため、臨時的経費において対応する。	R5以前 ～R13以降	4,000	土木課
道路橋りょう維持補修事業(修繕料・臨時)			市道の道路維持は、市民の安心安全な生活に必要な不可欠な用務であるが、近年の異常気象により緊急を必要とする補修や用務が多くある。これにより、耐用年数の過ぎた機材の更新と新に必要とする工具を購入する。これにより、機材や工具を使用することで緊急作業時間を短縮することが可能となり、市道の交通開放を早めることで安心安全な通行に寄与する。	R8 ～R8	400	土木課
市道共和台1号線道路整備事業			市道共和台1号線は、大型団地内の幹線道路であり過去から一部の区間で道路施設に沈下やひび割れなどの変状が発生している。そのため舗装補修や側溝改修など通常の維持管理については適宜実施してきたが、現在も道路が沈下するなど変状が治まらない傾向にある。また、今後その変状が拡大し市民生活支障を来す恐れがあることから本格対策に着手する。	R7 ～R9	50,000	土木課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小規模土木事業			生活に密接する公共性の高い道路、水路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R5以前 ~R13以降	28,500	土木課
都市計画道路整備県事業負担金			県が実施する都市計画道路新開作二軒屋線街路整備事業(小野田レミコン前交差点~公園通り交差点)に対して負担金を支出する。	R5以前 ~R8	27,200	都市計画課
<b>(2)持続可能な地域公共交通網の形成</b>						
JR小野田線利用促進事業			JR小野田線の利用促進を図るため、沿線市、県、JR西日本、その他関係団体と協働して利用促進協議会を設置し、利用助成事業や普及啓発、近隣他路線との連携事業等を行う。 【令和8年度】 《JR小野田線》 沿線地域における公共交通利用ガイドの作成や、主な利用者である高校・大学等に対する重点的な広報など、公共交通利用者の拡大を図る。	R5以前 ~R13以降	200	商工労働課
厚狭駅柵外トイレ維持管理事業			JR厚狭駅のバリアフリー化整備事業に伴い在来線柵外に整備した多機能トイレについて、清掃等の維持管理を行う。	R5以前 ~R13以降	2,691	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	R5以前 ~R13以降	137,038	商工労働課
地域公共交通計画推進事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく本市の持続可能な地域公共交通網の形成に取り組む。具体的には、JRローカル線の利用促進、バス路線の再編、デマンド型交通(厚狭北部・高泊)の運営・運行方法などについて協議を行う。	R5以前 ~R13以降	282	商工労働課
地方バス路線維持対策事業(臨時)			現在運行しているコミュニティバス路線(ねたろう号、いとね号、高泊高畑線、厚狭北部便)の維持、利用促進を図るため、車両等の更新を行う。コミュニティ路線の計画主体は市であるため、実施にあたっては、事業主体である船木鉄道に補助金を交付(毎年のバス路線維持費補助金に包含)して行う。	R5以前 ~R13以降	8,833	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業			厚狭北部地域の38自治会の住民を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進に努めている。	R5以前 ~R13以降	9,700	商工労働課
JR小野田線活性化事業			JR小野田線の活性化を図ることを目的に、本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学、山口東京理科大学で「JR小野田線活性化委員会」を組織し、小野田線をより利用し易くする仕組みづくりや、実証事業の実施などを通じて利用促進を図る。	R5以前 ~R13以降	3,330	商工労働課
高泊地区デマンド型交通運営事業		DX・GX	令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入した。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10~)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7~R9)。	R5以前 ~R13以降	6,255	商工労働課
バス・タクシー運転士確保対策事業			県連携都市圏域の7市町で、バス・タクシーの車両や現役運転士と接する機会を設け、公共交通事業への理解を促進し、就業へ結びつけることを目的として、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」を開催する。	R5以前 ~R13以降	149	商工労働課
美祢線沿線地域公共交通推進事業			令和5年6月末の大雨により被災し、運休となっているJR美祢線について、復旧についての具体的な検討を行うため、沿線市、県、JR西日本、その他関係団体と協働して法定協議会である美祢線沿線地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通計画等を策定する。	R7 ~R13以降	2,912	商工労働課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>(3) 駐車場・駐輪場の整備</b>						
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年に新幹線厚狭駅の開業に伴い開設した厚狭駅南口駐車場について、適切な維持管理を行う。	R5以前 ～R13以降	7,130	都市計画課
厚狭駅南口駐車場施設改修事業			厚狭駅南口駐車場事業経営戦略の施設整備計画に基づき、令和8年度は通路への屋根(シェルター)設置に向けた設計・測量を行う。	R5以前 ～R13以降	12,200	都市計画課
駅前広場管理運営事業			JR小野田駅とJR厚狭駅の駅前広場について、草刈り、花壇の管理、施設の補修などを行い、適切な維持管理を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,208	都市計画課
<b>(4) 広域交通網の整備</b>						
県道改良事業負担金			市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。	R5以前 ～R13以降	6,105	土木課
<b>(5) 港湾施設の整備</b>						
小野田港湾整備事業償還金等			小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する予定であり、港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R5以前 ～R13以降	16,356	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするともに泊地・航路の浚渫を実施する。	R5以前 ～R13以降	61,350	土木課
<b>基本施策20 適正な土地利用の推進</b>						
<b>(1) 適正な土地利用の推進</b>						
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R5以前 ～R13以降	83	土木課
土地利用規制等対策事業			乱開発や無秩序な土地利用を防止するとともに、遊休土地の有効利用を推進し、適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、その後に遊休地の現況実地調査を行い、報告する。	R5以前 ～R13以降	83	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定および変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。	R5以前 ～R13以降	112	都市計画課
地理情報システム管理事業(臨時)			平成30年度に更新した地理情報システム(統合型GIS)及び令和3年度に構築した情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。	R5以前 ～R13以降	4,443	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災分野での活用として災害被害状況の撮影を行う。	R5以前 ～R13以降	163	都市計画課
地理情報システム管理事業(経常)			平成30年度に更新した地理情報システム(統合型GIS)及び令和3年度に構築した情報公開システム(公開型GIS)に対し、データセンターへのシステム利用料の支払いを行う。	R7 ～R13以降	2,797	都市計画課
建築指導事業			建築物を建築しようとする場合、工事着手前に、その計画が建築基準法令及び関係規定に適合しているか審査事務を行う。また、当該工事中及び完了した建築物等について現場の検査業務を行う。	R5以前 ～R13以降	969	都市計画課
厚狭駅南部地区土地区画整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業の事業費を捻出するため、保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却した。公社が保留地取得のために金融機関から借り入れた資金については毎年借り換えを行っており、当該利子分に対して補填を行う。	R5以前 ～R13以降	3,606	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分割合併、建物の増減)や街区表示板の調査・点検など適切な維持管理を実施する。また、住居表示に係る各種届出や証明書等に関する事務を行う。	R5以前 ～R13以降	575	都市計画課